

農業委員会だより

# いしおか

第17号

令和5年12月

-編集発行-

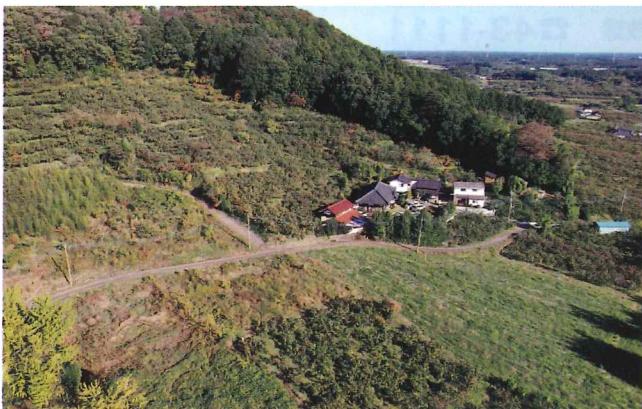
石岡市農業委員会

石岡市柿岡 5680-1

☎ 0299-43-1111

FAX 0299-43-6732

✉ nouiinkai@city.ishioka.lg.jp



## 目次

◆会長あいさつ	2
◆農地中間管理事業の活用、農地法の下限面積廃止	2
◆農地の賃借料情報	2
◆「人・農地プラン」から「地域計画」に変わります	3
◆農地利用状況調査の実施、農地を相続された方へ	3
◆「農地を使わせてほしい」という業者に注意	4
◆農地の適正管理のお願い、土地の埋立て等を行う方へ	4
◆農業者年金について 他	4

## 表紙の写真

太陽の陽をたくさん浴びた大粒の柿が  
オレンジ色に輝いています。  
真家地内にある柿畠は、日当たりが良い  
山の斜面に面した段々畠です。



## 会長あいさつ

石岡市農業委員会  
会長 小松 與平

日頃より農業委員会の活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。現在、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、鳥獣害対策、耕作放棄地の増加が懸念される中、加えて燃料及び農業資材の価格高騰などの影響は大きく、農業経営において厳しい環境におけるところです。

さて、令和5年4月1日に施行された、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、将来の地域農業を示す農地の「目標地図」の素案作成が求められており、私たち一人一人が、地域農業の方を共有していくことが重要となっています。今後、農業委員会においては、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止と解消、そして、新規参入の促進など農地利用の最適化活動がより一層重要な取り組みとなります。

このようなかつ城県では、農業を魅力ある産業として確実に次の世代に引き継ぐため「茨城農業ビジョン」を令和5年5月に策定し、「儲かる農業」の実現に向けた取り組みが進められようとしています。

農業委員会としましても、本市農業の持続可能な発展を目指し、地域農業の活性化を図るとともに、農地利用の最適化に向け農業委員、農地利用最適化推進委員が、関係機関のご支援とご協力を頂きながら、より地域に密着した活動に取り組んでまいります。

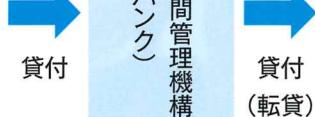
## 農地の貸し借りは農地中間管理事業を活用しましょう

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構を通して、農地の貸し借りを行う事業です。

自分で耕作ができない、後継者がいない等の理由で農地を貸したいとお考えの方は、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

### 農地を貸すメリット

- ★契約期間終了後は、確実に農地が戻る
- ★設定した地代は機構から確実に支払われる
- ★公的期間なので、安心して貸付ができる



### 農地を借りるメリット

- ★長期の借入期間(原則10年)により安定した営農が可能
- ★農地の集約化のサポートが受けられ作業効率や生産性の向上につながる
- ★賃料の支払いや契約事務が楽になる

問い合わせ先 産業戦略部農政課 ☎43-1111

## 農地法の下限面積廃止について

農地法第3条許可による農地の取得要件の一つとして一定の面積(石岡市:5,000m<sup>2</sup>)以上を耕作している必要がありました、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。これにより、家庭菜園などの小さな農地でも取得しやすくなり、空家などとまとめて売買される農地の取得も可能となります。

ただし、許可を受けるには、耕作面積に関わらず下記の要件を満たす必要があります。

- ①申請地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ②権利を取得しようとするものまたは、世帯員等が農作業におむね150日以上従事していること。
- ③申請地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

\*農地を取得する場合、資産保有目的・投機目的等を防止するため、継続的に耕作することを条件としています。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎43-1111

## 農地の賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに、締結(公告)された石岡市の賃借料水準(10アールあたり)は、下表のとおりです。農地の賃貸借契約の際には、あくまで目安として活用ください。貸し手と借り手が話し合い、お互い納得できる額で決定してください。

※ハス田は除く

田	区域	平均値	データ数
	石岡市内	11,800	72
畠	区域	平均値	データ数
	石岡市内	8,100	95

\*賃借料は、複数年の契約も含みます。

## 「人・農地プラン」から「地域計画」に変わります

農業者の高齢化や人口減少により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集積化等に向けた取組を加速化するため、農業経営基盤強化促進法等が令和5年4月より一部改正されました。それに伴い「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する必要があります。「地域計画」へ名称は変わりましたが、農業の担い手へ農地を集積・集約する方向性は変わりません。

### [人・農地プラン]とは

- 中心経営体(担い手)に農地を集積していく  
将来方針

### [地域計画]とは

- 地域農業の将来の在り方の計画
- 農業を担うもの(担い手+多様な経営体+受託を受けて農作業を行う者)ごとに利用する農地の地図  
(目標地図)

### 人・農地プランの主な協議内容

- 農業の将来のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 基盤整備事業の取組方針
- 多様な経営体の育成・確保の取組方針



### 地域計画の協議内容

- 10年後に目指す地域の農地利用(目標地図)
- 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 農用地の集積・集約化の取組
- 農業用施設の整備に関する取組
- JA、サービス事業体等による農作業受託等の活用方針

## 農地利用状況調査を実地しています

農業委員会では、8月から農地の無断転用や耕作放棄地の発生防止・解消のため、農地の利用状況調査を実施し、早期発見・是正に努めています。

◎対象:市内全域

◎調査方法:農業委員、農地利用最適化推進委員が農地の状況を調査します。

★調査のため農地に立ち入ることがございますが、ご理解とご協力をお願いします。



◆現地調査の効率化を目的としてタブレット端末を導入し、今年度の農地利用状況調査に使用しています。

## 農地を相続された方へ

相続により農地の権利を取得した場合には、農業委員会への届出が必要です。  
法務局で登記事項を変更した後に、次の書類を速やかに提出してください。

1. 農地法第3条の3の規定による届出書(様式は、石岡市のホームページからもダウンロードできます)
2. 農地を取得したことを証明する書類(登記事項証明書等【コピー可】)



問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 43-1111

### ●相続登記が義務化されます

令和3年4月に、「所有者不明土地問題」の解決に向けた法律が成立し、令和6年4月1日から相続登記が義務化される制度が施行されます。義務化の施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょう。

#### 相続登記とは

土地(農地を含む)・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変更することです。手続きは、法務局で行います。

#### 所在者不明土地とは

「相続登記が行われない」などの理由により、不動産登記簿を見ても所有者が直ちに判明しないなどの土地。

## 「農地を使わせてほしい」という業者にご注意ください!

「荒れた農地を有効活用しないか」、「農地改良(土盛り・埋め立て)を無料で行う」、「使わない農地を貸してほしい」、「謝礼を支払う」などの甘い言葉で説いて、実際には無許可による違法残土埋め立てや、産業廃棄物などを捨てられるという事例が発生しています。搬入されてしまった後は業者が逃げてしまうことがあり、農地の所有者に現状回復命令や莫大な費用をかけて撤去することになる場合もあります。

農地の提供依頼があった場合は、取引業者の仲介であっても必ず農業委員会にご相談ください。

### 被害にあうと…

★業者はもちろん、土地所有者も責任を問われます。

★一度搬入されたら農地への復元は困難です。

★そのまま放置すると周辺の農地に被害が及ぶことがあります。



### 農地所有者のみなさまへ ~農地の適正管理のお願い~

農地を適正に管理しないまま放置すると、雑草等の繁茂や病害虫の発生、有害鳥獣の進入、ゴミの不法投棄や火災の原因となり、周辺の農地や住宅に迷惑がかかりトラブルの原因になります。

日頃から、定期的な草刈り・耕うんなど、農地の適正な管理をお願いします。

### 土地の埋立て等を行う方へ

茨城県で土砂による土地(農地を含む)の埋立て・盛土・堆積を行うには、許可や書面交付等の手続きが必要です!

埋立て等を行う場合、場内の切り盛りのみで済む場合や公共事業等の一部の例外を除き、許可又は届出が必要です。

#### 問い合わせ先

茨城県県民生活環境部

廃棄物規制課不法投棄対策室 ☎ 029-301-3033

### 石岡市の農業従事者の皆様へ

## 農業者年金に加入しませんか

### 加入条件はこれだけ!

○年間60日以上農業従事者

○20歳以上60歳未満の

国民年金第1号被保険者

又は60歳以上65歳未満の

国民年金任意加入保険者※保険料納付免除者を除く



### 6月末までに現況届提出を!

毎年5月中に農業者年金基金より

現況届が受給権者宛に届きます。

必要事項を記入いただき必ず**6月末までに**

石岡市農業委員会事務局へご提出ください。

提出されないと年金が**支給停止**となります。

**老後の  
不安を解消!  
農業者のための  
公的年金**

●月額2万~6万7千円の間で千円単位で選択!

※35歳未満で政策支援対象外の場合は1万円から

●加入してもいつでも任意脱退ができる!

●少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金!

●長い老後に安心の終身年金!

80歳未満で亡くなった場合は遺族に死亡一時金!

●保険料の国庫補助(政策支援)有!※条件があります

●保険料は全額社会保険料控除!

加入希望者には戸別訪問も行います!

郵送やFAXでも詳しい資料をお送りできます!

まずはお気軽にお電話ください!

お問い合わせは農業委員会事務局

農業者年金担当まで ☎ 43-1111

### 編集後記



げます。

最後に、発行にあたりご協力頂きました皆様に感謝申し上げます。

高橋憲治 小松興平 栗原茂 磯部進  
〔編集委員〕

今回、紙面表紙を飾る写真撮影にあたり、石岡は気候や地形をいかした多くの作物が収穫できる土地であり、これらをとおして多くの人が交流できる魅力ある地域であると感じました。段々畑で温暖な気候に育まれた明るいオレンジ色の柿をみて、石岡の農業の明るい未来を重ねて見るようでした。

### 農業の今を伝える全国農業新聞

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業専門紙です。農業情報をわかりやすくお伝えします。

**全国農業新聞**

- 毎週金曜日発行
- 月額700円(送料、消費税込)

申込み

農業委員会事務局 ☎ 43-1111